

公益信託における信託契約イメージ (特定資産公益信託)

〔作成の趣旨〕

本資料は、あくまで、新たな公益信託施行準備に関する研究会における資料として作成したものととどまります。

〔記載事項の種類〕

1. 必要的記載事項

全ての事項を信託行為に記載しなければならない事項です。具体的には公益信託法第4条第2項各号に掲げる事項となり、一つでも記載が欠けると公益信託認可を受けることはできません。

2. 任意的記載事項 (※斜体表示)

法令に違反していない範囲で任意に記載することができる事項です。例えば、信託行為に規定がなくとも法令上の規定が適用される規律について、確認的に規定する事項や公益信託の適正な運営のために、規定することが望ましいと考えられる事項等がこれに該当します。原則、記載がなくとも、公益信託認可には影響はありませんが、その内容を変更するときには、信託行為の定めに従った手続きと原則変更認可が必要になります。必要的記載事項及び任意的記載事項について、記載例については点線下線で示しています。

〔略語〕

公益信託法・・・・・・・・公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）

公益信託法規則・・・・・・・・公益信託に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第〇号）

信託法・・・・・・・・信託法（平成 18 年法律第 108 号）

公益法人認定法・・・・・・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

一般法人法・・・・・・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

モデル定款・・・・・・・・公益認定のための「定款」について（内閣府）

〔想定ケース〕

本資料では、シンプルな類型の公益信託とするため、以下の条件とします。

- 委託者・受託者・信託管理人は各 1 名。委託者・信託管理人は個人とし、受託者は個人・法人両方のパターンを示すこととする。
 - 特定資産公益信託とする（金銭のみ受け入れ、預金等で運用、金銭で奨学金助成）。
 - 委託者による追加信託や第三者からの寄附は受け入れ可能とする。
 - 公益性を確保するための選考委員会を設ける。
 - 公益信託事務の第三者委託、利益相反行為、競合行為等を行わない。
- なお、規定内容について複数案想定されるものは、複数案示しています。

目次

○ 第1条(定義)	5
○ 第2条(名称)	6
○ 第3条(委託者の氏名又は名称)	7
○ 第4条(受託者の氏名又は名称)	8
○ 第5条(公益信託の目的)	9
○ 第6条(公益事務)	10
○ 第7条(信託財産の受入れ)	14
○ 第8条(金銭の運用)	15
○ 第9条(信託財産の支出)	16
○ 第10条(信託契約期間)	17
○ 第11条(委託者の権限)	18
○ 第12条(委託者の地位の移転)	19
○ 第13条(受託者の職務・権限)	20
○ 第14条(受託者の義務)	21
○ 第15条(受託者の辞任及び解任)	22
○ 第16条(新受託者の選任等)	24
○ 第17条(信託管理人)	25
○ 第18条(信託管理人の職務・権限)	27
○ 第19条(選考委員会及び選考委員)	29
○ 第20条(選考委員の職務及び権限)	31
○ 第21条(運営委員の任期)	32
○ 第22条(選考委員の辞任・解任)	33
○ 第23条(選考委員会の招集)	34
○ 第24条(選考委員会の決議等)	35
○ 第25条(議事録)	36
○ 第26条(信託事務年度)	37
○ 第27条(公益信託事務の処理の方法)	38
○ 第28条(事業計画書及び収支予算書の作成・提出等)	39
○ 第29条(財産目録等の作成・提出)	40
○ 第30条(書類の備置き及び閲覧等)	41
○ 第31条(関連諸規程の制定及び改廃)	42
○ 第32条(公益信託報酬)	43
○ 第33条(信託の変更等)	44
○ 第34条(信託の終了等)	45
○ 第35条(残余財産の帰属)	46
○ 第36条(最終計算及び信託財産の交付)	47

○ 第 37 条(守秘義務).....	48
○ 第 38 条(引用条文等の変更)	49
○ 第 39 条(管轄裁判所)	50
○ 第 40 条(契約書の保有)	51

○ 第1条(定義)

第1条 この信託契約書（以下「本契約」という。）において、「公益信託」とは、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）第2条第1項第1号の規定による「公益信託」を指す。

<解説>

- 本契約は、公益信託に係る公益事務の内容、公益信託事務の処理の方法等、公益信託関係者（受託者、信託管理人等）の権利義務等を定めるものです。
- 本条は、本契約に定める公益信託は、公益信託法に規定する公益信託であることを明確化するために設けています。
- 本条は、任意的記載事項であり、本条がなければ、公益信託として有効に成立しないということではありませんが、上記の趣旨から本条を設けることが望ましいと考えられます。

<関連条文>

公益信託法第2条第1項第1号

○ 第2条(名称)

第2条 この公益信託は、公益信託〇〇〇〇奨学基金という。

<解説>

- ・公益信託の名称は、当該公益信託を特定するために、必要的記載事項としています。

<関連条文>

公益信託法第4条第2項第1号

○ 第3条(委託者の氏名又は名称)

第3条 この公益信託の委託者は、〇〇〇〇（住所	）とする。
-------------------------	-------

<解説>

- ・委託者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者名、主たる事務所の所在地）は、本契約における委託者を特定するために、必要的記載事項となります。
- ・本契約の署名欄にこれらの事項を定めることも可能です。

<関連条文>

公益信託法規則第A条第1号

○ 第4条(受託者の氏名又は名称)

第4条 この公益信託の受託者は、〇〇〇〇（住所	）とする。
-------------------------	-------

<解説>

- ・受託者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者名、主たる事務所の所在地）は、本契約における受託者を特定するために、必要的記載事項となります。
- ・前条の委託者と同様に、本契約の署名欄にこれらの事項を定めることも可能です。

<関連条文>

公益信託法規則第A条第1号

○ 第5条(公益信託の目的)

第5条 この公益信託は、学業に意欲を持ち、品行方正でありながら経済的に恵まれない学生への奨学金の給付を行い、もって我が国の将来に寄与する人材を育成するために次条の公益事務を行うことのみを目的とする。

<解説>

- 公益信託の目的は、公益信託の本旨を明らかにするために、必要的記載事項となります。
- 公益信託法第2条第1項第1号において、公益信託とは、「この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするもの」と定義されており、また、同法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、公益事務を行うことのみを目的とする旨を定めなければならないとされています。
- そこで、記載例においては、次条に定める公益事務を行うことのみを目的とする旨を示しています。単に「公益事務を行うことのみを目的とする」と記載するだけでなく、受託者が行う公益事務の概略（詳細は次条の公益事務の内容において記載）とその目的を記載することが望ましいと考えられます。

<関連条文>

公益信託法規則第A条第2号

○ 第6条(公益事務)

第6条 この公益信託の受託者は、前条の目的を達成するために、本契約の定めに従い、次に掲げる公益事務を行う。

＜記載例＞

(1) ＜例1：文部科学省が〇〇として指定する全国の 例2：〇〇県に所在する 例3：〇〇県又は××県に所在する＞大学及び大学院に在籍し、〇学、×学又は△学を専攻する学生のうち、学業に意欲を持ち品行方正でありながら経済的に恵まれない（選考にあたっては、学業成績及び保護者の経済状況の両方を考慮することとする。具体的な要件については、〇〇〇〇奨学基金給付規程（募集要項）において定めることとする。）学生に対する奨学金の給付

(2) その他、前号の公益事務を行うために必要な事務をする。

2 前項の公益事務は、＜例1：日本全国、例2：〇〇県、例3：〇〇県及び××県＞において行うものとする。

＜解説＞

- ・第5条に定めた公益信託の目的を達成するために受託者が行う公益事務の内容は、必要的記載事項となります。
- ・公益事務の内容は、公益信託の設定をする委託者の想いを表す重要な事項であることから、可能な限り具体的に信託行為に記載すべきですが、公益信託認可の申請において不足する情報については、申請書に補記することも考えられます。
- ・一方で、公益事務の内容の変更には、原則変更認可が必要になることから、例えば毎年変更が生じる可能性がある事項（給付人数等）については、受託者が毎年作成する事業計画書等に定めることが望ましいとも考えられます。
- ・例えば奨学金の給付の場合、上記の記載例のように、地域、学校の種別、（大学生及び大学院生への支給の場合は専攻分野）、選考の考慮要素（成績と経済状況両方を考慮するのか、経済状況のみ考慮するのか等）といった奨学金給付における大枠については、信託行為に定めることが望ましいとも考えられます。その他詳細事項についても、信託行為に定めることは問題ありませんが、規程に定めることも考えられます。
- ・また、奨学金給付事務に付随する事務も発生することが予想される場合には、(2)のような包括的な事項を定めることも考えられます。例えば、奨学生の交流会等が考えられますが、予め実施が想定されているものは、公益事務の一つとして信託行為において明示することも望ましいと考えられます。
- ・具体的な選考プロセスは、第27条の（公益信託事務の処理の方法）において定めることが考えられます。

＜関連条文＞

公益信託法規則第A条第3号・第4号

以下は信託行為（規程）、申請書、事業計画書、事業報告のそれぞれにどのような内容が記載されるかイメージをするために作成したものである。実際にはガイドラインで示されることが想定される。

申請書記載事項（イメージ）

- (1) 公益事務の趣旨・目的
「公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書」第5条（信託の目的）のとおり
- (2) 公益事務の概要
「公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書」第6条（公益事務）のとおり。
- (3) 受益の機会について
「公益信託〇〇〇〇奨学基金 奨学金給付規程」第〇条のとおり、受託者のホームページでの掲載や対象の大学又は大学院での掲示等広く募集を行う。
- (4) 受給者の義務・条件
 - ・「公益信託〇〇〇〇奨学基金 奨学金給付規程」第9条のとおり、学業成績等の提出を義務付けている。
 - ・奨学金は給付型であり、返還の義務は負わない。
- (5) 公益事務の合目的性
「公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書」第19条のとおり、公益信託〇〇〇〇奨学基金選考委員会を設置し、受託者は、第27条の定めに従い受給者を決定する。
- (6) その他
【公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書】のとおり。
※対象の大学、助成対象者、給付内容については事業計画書に記載し、実績を事業報告に記載する。

事業計画書（イメージ）

- (1) 対象の大学又は大学院
「公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書」第6条のとおり、<例1：文部科学省が〇〇として指定する全国の 例2：〇〇県に所在する 例3：〇〇県又は××県に所在する>大学及び大学院。具体的な大学又は大学院名は別紙参照。
- (2) 助成対象者
令和6年の助成対象者は、「公益信託〇〇〇〇奨学基金 奨学金給付規程」（又は募集要項とすることも可）第×条の通り、以下①から④までの条件を満たす者とする。
 - ① 〇〇県又は××県内の大学又は大学院に在籍する者
 - ② 〇学、×学又は△学を専攻する者
 - ③ 品行方正、学業優秀で、心身ともに健康である者
 - ④ 経済的理由により学資の支弁が困難である者※本公益信託以外から貸与又は給付される奨学金との併給は可能

(3) 給付内容等

- ・「公益信託〇〇〇〇奨学基金 奨学金給付規程」第△条のとおり、以下の通りとする。
大学生 月額〇〇〇円
大学院生 月額×××円
- ・給付期間は、「公益信託〇〇〇〇奨学基金 奨学金給付規程」第3条のとおり、受給者が在籍する学校の正規の最短修業年限とする

(4) 給付人数等

- ① 継続受給者 昨年度給付対象者●●名のうち、昨年度に正規の最短就業年限を迎えた××名を除いた△△名（給付予定額●●●●万円）
- ② 新規受給者 ××名（給付予定額〇〇〇万円）

(5) 選考手続き等

「公益信託〇〇〇〇奨学基金信託契約書」第19条のとおり、公益信託〇〇〇〇奨学基金選考委員会を設置し、受託者は、選考委員会の意見に基づき、受給者を決定する。

なお、選考にあたっては、候補者の中に選考委員が在籍する大学と同じ大学の学生又は親族等がいる場合には、当該候補者の選考には携わらないこととする。

事業報告（イメージ）

(1) スケジュール

- ・募集期間（令和6年5月1日～同年8月31日）
- ・選考期間（令和6年9月1日～同年11月30日）※選考委員会を11月30日に開催
- ・決定通知（令和6年12月15日）
- ・給付時期（令和7年1月20日、7月20日）※年2回に分けて振込にて給付

(2) 給付実績

- ・受託者のホームページへの掲載、大学又は大学院の掲示板への掲載等を通じて広く募集を行い、選考委員会による厳正な審査により受給者を決定した。
- ・1名あたり、大学生は月額〇〇〇円（年●●万円）、大学院生は月額×××円（年〇〇万円）を給付した。
- ・給付人数は以下の通りであり、①・②合わせて総額△△△△万円の給付を行った。
 - ① 継続受給者 △△名（大学生〇名、大学院生●名）（総額●●●●万円）
 - ② 新規受給者 ××名（大学生〇名、大学院生●名）（総額〇〇〇万円）

(3) 選考手続き等

公益信託〇〇〇〇奨学基金選考委員会による選考を行っている。
委員長：〇〇大学教授 ××

委員：株式会社〇〇代表取締役 ××
委員：公益財団法人〇〇理事 ××
委員：〇〇大学院教授 ××
委員：特定非営利活動法人〇〇理事 ××

(4) 広報活動等

①受託者のホームページに募集要項を掲載する方法、②〇〇県又は××県内の大学又は大学院が募集要項を学内に掲示又はホームページに掲載する方法により、募集要項等の周知を図った。

○ 第7条(信託財産の受入れ)

第7条 この公益信託の当初の信託財産は、次のとおりとする。

金銭 円

- 2 委託者は、受託者の承認を得て、金銭を追加して信託することができる。
- 3 受託者は、この公益信託の目的及び公益事務に賛同する者からこの公益信託に対して、金銭による寄附を受けることができる。
- 4 この公益信託の信託財産は、毎信託事務年度末において、〇〇億円を超えることができない。

<解説>

- ・委託者が信託設定時に信託する財産や信託設定後の財産の受け入れ等を明らかにし、公益信託の信託財産となるものの範囲を特定するため、信託財産の受入れに関する事項は必要的記載事項としています。
- ・信託財産の内容（種類及び金額等）については、委託者・受託者間で合意すべき重要な事項であり、また、当該公益信託に寄附をしようとする者にとっても、同様であると考えられます。
- ・また、当初信託財産以外に、委託者からの追加的な財産の抛出や、第三者からの寄附を予定する場合には、信託行為にその旨定める必要があると考えられます。
- ・特定資産公益信託については、公益信託規則第C条第2項第3号のとおり、当初設定した上限を超えて追加信託や寄附を受ける場合には、上限に関する信託行為の変更を伴う公益信託の変更（法12条第1項）に当たり、変更認可の申請が求められることとなります。この上限の定め方については、上限を超える場合、公益事務の内容の追加や事業計画の変更（奨学金の給付であれば、給付人数の増員等）等を行うことについて行政庁が監督等を行うこととなります。

<根拠条文>

信託法第16条

公益信託法規則第A条第5号

公益信託法規則第C条

○ 第8条(金銭の運用)

(金銭の運用)

第8条 信託財産に属する金銭は、次の各号に掲げる方法により運用する。

<記載例>

(1) 預金又は貯金

(2) 国債又は地方債

(3) 指定金銭信託受益権(合同運用一般口)

(4) (特定資産公益信託として認められた運用方法)

2 受託者は、前項に規定する信託財産の運用に当たっては、<例1：受託者が別に定める 例2：受託者が信託管理人の同意を得て別に定める>信託財産の運用基準に基づき適正に行うものとする。ただし、前項第2号の値動き等により、信託財産に欠損が生じることがあるものとする。

<解説>

- ・特定資産公益信託については、公益信託法規則第C条の規定により、運用できる商品が限定されており、その旨を信託行為に定めないと特定公益信託としては効力が生じません。
- ・そこで、本条第1項では、信託財産の運用方法を特定資産公益信託の必要的記載事項としています。具体的には、(1) 預金又は貯金、(2) 国債又は地方債、(3) 指定金銭信託受益権(合同運用一般口)、(4) 特定資産公益信託として認められた運用方法を定めることとなります。
- ・第2項では、第1項に定めた信託財産の運用について、その具体的な方法について定めることを任意的記載事項としています。上記のモデル例では、運用基準を別に受託者が定めることとしていますが、信託管理人の同意を得て受託者が定めることや、本契約に定めることも考えられます。運用基準とは、国債又は地方債であれば、格付に関する事項、
- ・また、国債又は地方債の場合、元本割れとなるリスクがあることから、そのことを委託者とも合意しておくために、定めることも考えられます。

<根拠条文>

公益信託法第8条

公益信託法規則第C条

○ 第9条(信託財産の支出)

第9条 この公益信託の信託財産は、次に掲げるもののために支出をする。

<記載例>

ア _____ の奨学金の給付

イ 第32条に規定する公益信託報酬

ウ 第19条第5項に規定する選考委員に対し支払う報酬

エ 選考委員会の開催に係る会議費・交通費

オ 租税公課

カ 送金手数料、通信費、印刷費、運送費

キ その他前各号に付随する費用

2 受託者は、前項各号に規定する支出以外で●●万円を超える支出を必要が生じた時には、やむを得ない場合を除き、事前に信託管理人の同意を得なければならない。

<解説>

- ・信託財産については、不透明な支出を防止する観点から、なるべく支出する目的を詳細に記載することが望ましいと考えられ、必要的記載事項としています。特定資産公益信託とあることとの関係では、府令第C条において、支出の方法が信託行為に書かれることが求められております。
- ・ただし、信託行為に規定した以外のものための支出ができなくなると、機動的な公益信託の運営に支障をきたすこととなることから、上記記載例クのような条項をもうけることや、第2項のように、一定金額以上を超える場合には信託管理人の同意を必要とするといった記載が考えられます。

<根拠条文>

信託法第16条

公益信託法規則第A条第5号、第C条

○ 第 10 条(信託契約期間)

第 10 条 この信託の信託契約期間は、<例 1:本契約の契約締結日 例 2:内閣総理大臣(〇〇県知事)による公益信託認可があった日>から<例 1:公益信託法第 23 条第 1 項の規定により終了した日 例 2:第 34 条第 2 項又は第 3 項に規定するこの公益信託の終了の日 例 3:〇年〇月〇日(本契約の契約締結日より〇年間)>までとする。

<解説>

- ・公益信託は、有期・無期どちらでも設定することが可能であります。有期の場合については、その期限を明確にするために、信託契約期間を必要的記載事項としています。
- ・有期の場合は、公益信託の終了の年月日又は年数等を定めることが想定されます。無期の場合は、例 1 や例 2 のように公益信託の終了事由が発生した日とすることが考えられますが、これらは信託行為に定めなくても、明らかであるため、任意的記載事項としています。

<根拠条文>

信託法第 163 条

公益信託法規則第 A 条第 6 号

○ 第 11 条(委託者の権限)

第 11 条 委託者は、法令及び本契約に定める権利のほか、信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 145 条第 2 項各号（第 6 号及び第 12 号から第 14 号までを除く。）に定める権利を有する。【第 145 条第 2 項各号の権限のうち、一部を有しない旨規定することも可能。】

<解説>

- ・委託者は、信託行為に定めを置かなくとも、受益者の定めのある信託における委託者と同様の各種権利を有しますので、委託者の権限については必要的記載事項とはしていませんが、契約当事者である委託者の権限を明らかにすることは重要な事項であると考えられることから、任意的記載事項として示しています。
- ・委託者が同意をすれば、権限の全部又は一部を有しない旨定めることも可能です。また、信託法第 145 条第 2 項各号に掲げる権限については、信託行為に規定を置くことでこれらの権限を有することになります。

<根拠条文>

信託法第 145 条

○ 第 12 条(委託者の地位の移転)

第 12 条 委託者の地位は、〈例 1：受託者及び信託管理人 例 2：他の委託者、受託者及び信託管理人〉の同意を得て、第三者に移転することができる。

2 委託者の地位及び権利は、相続されない。

<解説>

- ・委託者の地位は信託行為に規定がなくとも、受託者及び信託管理人の同意により、第三者に移転することは可能ですので、必要的記載事項とはしておりませんが、例 2 のように別段の定めを置くことも想定されことから、任意的記載事項として示しています。
- ・また、公益信託の委託者の地位は、信託行為に規定がなくとも、公益信託法第 33 条第 2 項の規定により相続することはできませんが、これらを明らかにするために確認的に規定することも考えられることから、第 2 項は任意的記載事項として示しています。

<根拠条文>

信託法第 146 条、第 147 条

公益信託法第 33 条第 1 項・第 2 項

○ 第 13 条(受託者の職務・権限)

第 13 条 受託者は、本契約に定める事項の他に、この公益信託の目的の達成のため、法令及び本契約の本旨に従い、次に掲げる公益信託事務を行う。

<記載例>

- (1) 公益信託認可（公益信託の変更又は公益信託の併合若しくは分割を含む。）に関する事項
- (2) 信託財産の受入れ、運用及び支出に関する事項
- (3) 財産目録等（公益信託法第 20 条第 4 項に規定する財産目録等をいう。以下同じ。）の作成（変更を含む。）に関する事項
- (4) 奨学金の給付の対象、金額、方法の決定に関する事項
- (5) 奨学金の給付に関する事項
- (6) 選考委員会（第 19 条に規定する公益信託〇〇〇〇奨学基金選考委員会をいう。以下同じ。）の開催に関する事項
- (7) 信託の変更に関する事項
- (8) 信託管理人の選任に関する事項【P】
- (9) 信託管理人の報酬の支給に関する事項
- (10) 選考委員会の委員の委嘱、補充又は解任に関する事項
- (11) 選考委員会の委員の報酬に関する事項
- (12) 財産目録等の閲覧、備置き及び提出に関する事項
- (13) 内閣総理大臣（〇〇県知事）による報告徴収及び立入検査に関する事項
- (14) 信託の終了及び最終計算に関する事項
- (15) 信託の終了時における残余財産の帰属に関する事項
- (16) 前各号のほか、この公益信託の目的を達成するために必要と認められる事項

<解説>

- ・公益信託の受託者の権限についても信託法上の規律が及ぶこととなるが、信託法第 26 条の「信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する」という規律だけでは、具体的にこの公益信託において受託者がどのような職務を行うかが明らかではなく、受託者に広い裁量を与えられることにもなり、具体的な職務については必要的記載事項としています。
- ・受託者が遂行する職務の詳細を明示することは、公益信託の適正な運営のために重要な事項であると考えられます。
- ・上記の記載例の通り、本契約や法令の定めに従い受託者が行う職務は具体的に規定することが望ましいと考えられます。

<根拠条文>

信託法第 26 条

公益信託法規則第 A 条第 7 号

○ 第 14 条(受託者の義務)

第 14 条 受託者は、公益信託事務について善良な管理者の注意をもって処理するものとする。

2 受託者は、固有財産と分けてこの公益信託の信託財産を管理しなければならない。

3 受託者が、本契約信託行為及び法令に基づく任務を怠たり、信託財産に損失が生じた場合については、信託財産に対し損失補てんをしなければならない。

4 受託者は、信託管理人から公益信託事務の処理の状況に関し報告を求められたときは、報告しないことに正当な理由がない限りその指示に従い報告を行う。

【受託者が個人等の場合】

5 受託者は、3 か月に 1 回以上、第 12 条各号に規定する公益信託事務の処理の状況を信託管理人に報告しなければならない。

<解説>

- ・公益信託の受託者は、善管注意義務や忠実義務、財産の分別管理義務等の義務を負い、また、善管注意義務について、信託行為の定めによって制限することはできません。
- ・これらの義務については、信託行為に規定しなくても当然に受託者が負うこととなりますが、委託者との間でこれらの義務を明確にすることは有用であることから、任意的記載事項としています。
- ・上記の記載例では、受託者が負う主な義務として善管注意義務や分別管理義務、損失てん補義務、公益信託事務の処理の状況についての報告義務を記載しています。これら信託法に規定される義務のほか、本契約独自の受託者の義務を定めることも可能です。
- ・受託者が個人等の場合は、信託管理人によるガバナンス確保のため、公益法人における理事の職務を参考に、3 か月に 1 回以上公益信託事務の処理の状況を報告する旨規定することが望ましいと考えます。

<根拠条文>

信託法第 2 節

○ 第 15 条(受託者の辞任及び解任)

(受託者の辞任及び解任)

- 第 15 条 受託者は、やむを得ない事情がある場合において、〈例 1：委託者及び信託管理人 例 2：信託管理人〉の同意を得て、辞任することができる。
- 2 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他正当な事由がある場合には、〈例 1：委託者及び信託管理人の同意により 例 2：信託管理人〉は受託者を解任することができる。
- 3 前 2 項の場合において、受託者であった者（以下「前受託者」という。）は内閣総理大臣（〇〇県知事）に届け出なければならない。
- 4 受託者の辞任又は解任により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は新たな受託者（以下「新受託者」という。）が公益信託事務の処理をすることができるに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ公益信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。
- 5 受託者の任務が終了したときは、前受託者は遅滞なく公益信託事務の計算を行い、信託管理人にその承認を求めなければならない。
- 6 信託法第 64 条第 1 項の規定により、信託財産管理者が選任された場合には、前受託者は遅滞なく、信託財産を信託財産管理者に引き渡し、信託財産管理者が公益信託事務の処理を行うのに必要な引継ぎをしなければならない。

<解説>

- ・受託者の辞任・解任等については、受託者の義務同様に信託行為に規定がなければ、信託法（第 57 条～第 60 条）及び公益信託法（第 33 条第 3 項）の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしませんが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、任意的記載事項として示しています。
- ・第 1 項については、受託者の辞任手続きについて、任意的記載事項としています。公益信託の受託者は、信託行為に定めがなければ、例 1 のように委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができますが、例 2 のように、信託管理人のみの同意で辞任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。また、受託者という重要な役割を担う主体であることから、辞任の理由について、「やむを得ない事情がある場合において」と限定することも考えられます。
- ・第 2 項については、受託者の解任手続きについて、任意的記載事項としています。信託行為に定めがなければ、例 1 のように受託者及び信託管理人の同意により、受託者を解任することができますが、例 2 のように、信託管理人単独での解任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。また、解任の理由については、法令上は「正当な理由があるときは」とされていますが、その具体的内容を補足することも考えられます。
- ・第 3 項については、受託者の辞任、解任があった場合に、受託者は、行政庁に届け出る義務がありますので、その旨定めています。ただし、信託行為に本規定がなくとも、受託者には届出義務がありますので、任意的記載事項としています。
- ・第 4 項から第 6 項については、受託者の任務終了後の新受託者への引継ぎ等について定め

ています。これらの事項についても、信託行為に規定がなくても、前受託者は当然に引き継ぎに関する義務を負いますので、任意的記載事項としています。この場合、受託者の任務終了に関する引継ぎについて、信託法に規定する義務以上に前受託者に義務を負わせる場合には、信託行為に定める必要があります。

<根拠条文>

公益信託法第 15 条、第 33 条第 3 項、公益信託法規則第 A 条第 9 号、信託法第 56 条～第 60 条

○ 第 16 条(新受託者の選任等)

第 16 条 前条により受託者が辞任し又は解任された場合において、<例 1：新たな受託者は〇〇〇とする。例 2：委託者及び信託管理人はその合意により、新たな受託者を選任することができる。例 3：信託管理人は、新たな受託者を選任することができる。>

【受託者が個人の場合は、次の受託者の見込みまで信託行為に定めることを要請する。】
新たな受託者の氏名又は名称 〇〇〇〇（住所 〇〇〇〇）

- 2 前項の場合において、前受託者又は新受託者は、内閣総理大臣（〇〇県知事）に新受託者の選任に関する認可を申請しなければならない。
- 3 前受託者又は信託財産管理者は、第 2 項に規定する新受託者の選任に関する認可後又は第 3 項に規定する裁判所による新受託者の選任後、遅滞なく、信託財産を新受託者に引き渡し、新受託者が公益信託事務の処理を行うのに必要な引継ぎをしなければならない。

<解説>

- ・新受託者の選任については、信託行為に規定がなければ、信託法第 62 条及び公益信託法（第 33 条第 3 項）の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしていませんが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、任意的記載事項としています。
- ・信託行為に規定がない場合には、委託者及び信託管理人の合意により新受託者の選任を行うこととなりますが、例 3 のように、信託管理人単独での新受託者の選任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。
- ・新受託者を選任する場合には、行政庁の認可を受ける必要がありますので、その旨規定をしています。ただし、信託行為に本規定がなくとも、行政庁による認可を受けなければ新受託者選任の効力が発生しませんので、第 2 項は、確認的に規定することが望ましいという観点から、任意的記載事項としています。
- ・新受託者の選任の認可が下りた後又は裁判所による新受託者の選任後は、速やかに前受託者から新受託者に信託財産を引き渡し、必要な引継ぎをする必要があることから、第 3 項では任意的記載事項としています。

<根拠条文>

信託法第 62 条

公益信託法第 33 条第 3 項

○ 第17条(信託管理人)

第17条 この公益信託に、信託管理人1人を置く。なお、当初の信託管理人は附則に定める者とする。

2 信託管理人の任期は〇年とし、再任を妨げない。

3 信託管理人は、やむを得ない事情がある場合において、〈例1：委託者及び他の信託管理人 例2：委託者 例3：受託者〉の同意を得て辞任することができる。

4 〈例1：委託者及び他の信託管理人 例2：委託者〉は、正当な理由があるときは、その合意により、信託管理人を解任することができる。ただし、委託者及び他の信託管理人が現に存しない場合において、正当な理由があるときは、受託者は、信託管理人を解任することができる。

5 前2項に基づき信託管理人が辞任又は解任した場合には、受託者は、内閣総理大臣（〇〇県知事）に届け出なければならない。

6 〈例1 信託管理人の任務が終了した場合は、〇〇を新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）とする。〉

信託管理人の任務が終了した場合は、〈例2：委託者及び他の信託管理人は合意により 例3：委託者、他の信託管理人又は信託管理人であった者は〉速やかに新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）を選任する。委託者及び他の信託管理人が現に存しない場合において、前信託管理人が新信託管理人を選任できない事情があるときは、受託者が選任することができる。

7 前項の場合において、受託者は、内閣総理大臣（〇〇県知事）の認可を申請しなければならない。

8 信託管理人の任務が終了した場合（死亡した場合を除く。）において、第6項の新信託管理人に関する変更認可があり、就任したときは、前信託管理人は、遅滞なく、新信託管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならない。

<解説>

- ・公益信託の信託管理人は、受託者の監督者として、公益信託において必置とされており、「信託管理人となるべき者を指定する定め」は公益信託の信託行為において必要的記載事項としています。
- ・私益信託については、受益者が（自らの利益のために）受託者を監督することでガバナンスが確保されているのに対し、受益者が存在しない公益信託においては、信託管理人が、信託目的のために私益信託における受益者が有する権限を行使することでガバナンスの確保を図るものであり、公益信託の信託管理人は信託行為によりその権限を軽減することはできず、公益信託の適正な運営のため、極めて重要な役割を担います。
- ・第2項については、信託管理人の任期について、任意的記載事項としています。信託管理人については、任期を定める、任期を定めるが再任を妨げないとし、双方より申し出がなければ、自動的に延長する、特段の任期は定めないとといった考え方があると思います。
- ・第3項については、信託管理人の辞任手続きについて、任意的記載事項としています。公益信託の信託管理人は、信託行為に定めがなければ、例1のように委託者及び他の信託管

理人の同意を得て辞任することができるかとされていますが、例2や例3のように、別段の定めとして、委託者や受託者単独の同意により辞任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。また、信託管理人という重要な役割を担う主体であることから、辞任の理由について、「やむを得ない事情がある場合において」と限定することも考えられます。

- 第4項については、信託管理人の解任手続きについて、任意的記載事項としています。信託行為に定めがなければ、正当な理由がある場合に、例1のように受託者及び他信託管理人の同意により、受託者を解任することができますが、例2のように、別段の定めとして、委託者又は受託者単独での解任を認める場合には、信託行為に定める必要があります。
- 第5項については、信託管理人の辞任、解任があった場合には、受託者は、行政庁に届け出る義務がありますので、その旨定めています。ただし、信託行為に本規定がなくても、受託者には届出義務がありますので、任意的記載事項としています。
- 第6項については、新信託管理人の選任について、信託行為に規定がなければ、信託法第129条の規律が適用されることになり、必要的記載事項とはしていませんが、これらの事項は公益信託の安定的な運営といった観点で重要な事項であるため、任意的記載事項として示しています。信託管理人は、受託者を監督する役割を有しており、監督される立場の受託者が信託管理人を選定することは適当ではありません。このため、新信託管理人の選任については、例1のように特定の者を予め定める、例2のように委託者及び他の信託管理人の合意により選任、例3のように委託者、他の信託管理人又は信託管理人であった者（前信託管理人）が選任といった方法が考えられますが、委託者も他の信託管理人も不在でかつ前信託管理人が新信託管理人を選任できない場合においては、新信託管理人が選任されず公益信託が終了することにもなりかねないことから、受託者が選任できる旨定めることも許容され得ると考えられます。
- 第7項及び第8項までについては、新信託管理人の選任における行政庁への認可の申請、新信託管理人が就任した場合の事務の引継ぎについて規定していますが、これらの事項は信託行為に規定がなくても、法令上義務が課されますので、任意的記載事項としています。

<根拠条文>

公益信託法第4条第2項第2号

信託法第4節第1款

○ 第 18 条(信託管理人の職務・権限)

第 18 条 信託管理人は、次の事項について受託者から報告を受け、同意又は承認をすることができる。

＜記載例＞

- (1) 事業計画書及び収支予算書に関する事項（その変更を含む。）
- (2) 事業報告【P】、貸借対照表及び損益計算書【収支決算書】に関する事項
- (3) 選考委員会の委員の委嘱、補充又は解任に関する事項
- (4) 信託の変更に関する事項（軽微な変更を除く。）
- (5) 受託者の選任に関する事項
- (6) 重要な信託財産の処分に関する事項
- (7) 信託財産の損失てん補に関する事項
- (8) 公益信託事務を処理するために必要な費用の支弁に関する事項（第 28 条第 2 項及び第 3 項に規定する場合に限る。）
- (9) 受託者の報酬に関する事項
- (10) 選考委員の報酬に関する事項
- (11) 関連諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (12) 信託の終了及び清算に関する事項
- (13) 信託の併合又は分割に関する事項

.....（その他ある場合は記載）

2 信託管理人は、次の各号に定める事項について、受託者より報告を受ける。

＜記載例＞

- (1) 信託の変更に関する事項（軽微な変更に限る。）
- (2) 関連諸規程の制定及び改廃に関する事項（軽微な変更に限る。）
- (3) 公益信託事務の処理の状況に関する事項

3 信託管理人は、受託者が本契約又は法令に基づく任務を怠たり、信託財産に損害を与えた場合又は変更が生じた場合においては、当該損失のてん補又は原状の回復を請求することができる。

4 信託管理人は、受託者が本契約若しくは法令の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合においては、当該行為をやめることを請求することができる。

5 信託管理人は、本契約に定める職務及び権限を有するほか、本契約について公益信託法第 33 条第 3 項において読み替えて適用する信託法により受益者の権利と定められた権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

＜解説＞

- ・信託行為において特段の規定がなくとも、信託管理人としての権限（信託法第 125 条）を有し、義務（同法第 126 条）を負うことは明らかであります。受託者と同様に、信託管理人の役割の重要性に鑑み、その職務の詳細については、信託行為において明らかにすることが必要であると考えられますので、必要的記載事項としています。

- ・上記の記載例の通り、本契約や法令の定めに従い信託管理人が行う職務は具体的に規定することが望ましいと考えられます。
- ・信託管理人の具体的な職務として①受託者から報告を受け、同意又は承認を行うもの、②受託者より単に報告のみを受けるものが考えられ、具体的な記載例を置いています。
- ・受託者が個人等である場合などでは、信託管理人により積極的な役割を求めることも考えられます。例：信託管理人は、少なくとも3か月に1回以上、信託財産の状況及び公益事務の実施状況を実地に確認しなければならない。
- ・その他信託管理人の権限として、第3項には損失てん補請求権、第4項には行為差止権といった重要な権限について、規定していますが、これらについては信託行為に規定がなくとも信託管理人が有する権限であり、確認的に規定するという意味で任意的記載事項としています。
- ・その他、信託管理人の権限を包括的に規定するものとして、第5項のような記載例も考えられますが、規定がなくとも権限は有することになりますので、任意的記載事項としています。

<根拠条文>

信託法第125条・第126条

○ 第 19 条(選考委員会及び選考委員)

- 第 19 条 この公益信託に、公益信託〇〇〇奨学基金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、〇名以上〇名以内で構成し、受託者が、この公益信託の目的に関し学識経験又は実務経験を有する者のうちから、信託管理人の同意を得て、委嘱する。当初の選考委員は、附則に規定する者とする。
- 3 選考委員に占める委託者、受託者又は信託管理人の親族等特別利害関係者の割合は、3分の1以下とする。
- 4 選考委員は、互選で選考委員長を定める。
- 5 選考委員の報酬は<例 1：年〇〇万円 例 2：無報酬>とする。受託者は、選考委員に対し、調査費・交通費等その任務を遂行する上に必要な費用を支払うことができる。

<解説>

- ・奨学金の受給者の選考における公益性の確保のために、選考委員会等の合議制の機関を設ける場合には、その設置根拠及び委員の構成等を明らかにする必要があることから、その名称、構成員の人数、選任方法及び報酬を支払う場合にあっては、その額又は算定方法について、必要的記載事項としています。選考委員は、受託者に意見を述べる役割を担っており、選任方法や報酬に関して受託者が自由に定めるのではなく、信託行為において明らかにすることが求められます。
- ・構成員の人数については、第 2 項のように〇名以上〇以内といった下限と上限を定める方法等が考えられます。また、記載例のように、選考委員の要件（記載例では、学識経験又は実務経験を有する者）について 定めることも望ましいと考えられます。なお、本モデル契約は特定資産公益信託となりますので、譲渡所得等課税の非課税制度については問題となりませんが、当該制度の適用にあたっては、学識経験又は実務経験を有する者から構成されている旨信託行為に規定することは、要件の一つとなっています。
- ・選考委員の選任については、受託者が信託管理人の同意を得て委嘱する方法等が考えられますが、当初の選考委員以外を選考する場合には、信託管理人による同意に加え、他の選考委員の同意を得ることや選考委員会に諮問すること等も考えられます。
- ・また、適正なガバナンス確保のため、第 3 項のように、選考委員に占める親族等特別利害関係者の割合は 3 分の 1 以下とする旨規定することも望ましいと考えられることから、任意的記載事項として示しています。なお、上記の譲渡所得等課税の非課税制度の適用にあたっては、本項の内容は必要的記載事項となります。
- ・また、互選により運営委員長を定めることも考えられますので、第 4 項に任意的記載事項として示しています。
- ・選考委員に報酬を支払う場合は、その額又は算定方法を明らかにするため、これらについては、必要的記載事項とされています。なお、信託行為に規定がなければ無報酬ということになりますが、確認的に規定するという趣旨で第 4 項例 2 のように、任意的記載事項として示しています。また、信託契約に規定がなくても選考委員に対して交通費等の実費を支払うことは可能であると考えられますが、出来るだけ明確にするためにも、規定するこ

とが望ましいと考えられ、任意的記載事項として示しています。

<根拠条文>

公益信託法規則第A条第10号

租税特別法施行規則第18条の19第5項

○ 第 20 条(選考委員の職務及び権限)

第 20 条 選考委員会は、受託者が第 6 条第 1 項第 1 号に定める公益事務に係る奨学金の給付対象者の選考を行うに際し、その適正な運営を図るため、受託者が信託管理人の同意を得て定める公益信託〇〇〇奨学基金選考委員会運営規程に基づき、受託者に対し、意見を述べる。

2 前項に規定するもののほか、選考委員会は、受託者の諮問に応じ、この公益信託の公益事務の実施につき、必要と認める事項について助言する。

<解説>

- ・選考委員会等合議制の機関を設ける場合には、受託者や信託管理人等との関係において、どのような職務を行い、どのような権限を有するかを明らかにする必要があることから、選考委員の職務及び権限については、必要的記載事項としています。
- ・上記の記載例においては、選考委員会を公益性確保のための受託者の諮問機関と位置付け、奨学金の給付対象者の選考を行うに際して、受託者に対し、意見を述べることを職務及び権限としていますが、公益事務の内容やガバナンス体制に応じて、定め方は様々になるものと考えられます。
- ・なお、本条を受けて、受託者が具体的にどのように奨学金の給付対象者を決定するかについては、第 27 条の公益信託事務の処理の方法にて規定しています。

<根拠条文>

公益信託法規則第 A 条第 10 号

○ 第 21 条(選考委員の任期)

(選考委員の任期)

第 21 条 選考委員の任期は、<例 1 : 〇年とする。例 2 : 〇年とし、再選は妨げない。

>ただし、補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 <例 2 の場合>選考委員の任期満了日の 1 か月前までに、選考委員又は受託者のいずれか一方から他方に対して、書面による任期満了の意思表示がない限り、任期はさらに〇年延長されるものとする。ただし、<例 1 : 信託管理人 例 2 : 信託管理人及び他の選考委員のうち、〇分の〇以上の委員>が反対の意思表示をしたときは、この限りでない。

<解説>

- ・選考委員の任期については、選考委員会の適正な運営を確保するために、必要的記載事項となりますが、第 1 項の例 1 のように年数のみを定める場合や、例 2 及び第 2 項のように年数を定め双方から申し出がなければ自動更新とする場合等定め方は複数が考えられます。
- ・第 1 項例 2 のように、自動更新する場合においても、必然的に更新されることを防ぐために、信託管理人や他の委員が反対の意思を示したときは、更新されない旨規定することも一案であります。必ずしも規定しなければならないものではないので、任意的記載事項としています。

<根拠条文>

公益信託法規則第 A 条第 10 号

○ 第 22 条(選考委員の辞任・解任)

(選考委員の辞任・解任)

第 22 条 選考委員は、任期中においても受託者に対し辞任を申し出、＜例 1:受託者 例 2: 受託者及び信託管理人＞がこれを同意したときは、辞任することができる。

2 選考委員が次の各号に該当するときは、選考委員の〇分の〇以上の議決のうえ、信託管理人の同意を得て、受託者がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他選考委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

3 選考委員が死亡又は辞任し、又は解任されたときは、受託者は＜例 1 : 信託管理人の同意を得て 例 2 : 選考委員の〇分の〇以上の議決及び信託管理人の同意を得て＞、これを補充しなければならない。ただし、当該選考委員を除く選考委員の人数が第 18 条第 2 項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

4 選考委員は、辞任又は任務満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、当該選考委員を除く選考委員の人数が第 18 条第 2 項に規定する員数を満たしているときは、この限りでない。

<解説>

- ・選考委員の辞任・解任については、必要的記載事項とはしておりませんが、新しい委員の選任等にも関連する重要な事項であることから、任意的記載事項としています。
- ・第 1 項では、辞任について、任意的記載事項として記載例を示しています。選考委員単独での辞任することも考えられますが、公益性確保のための重要な機関の構成員であるということも踏まえ、受託者や信託管理人が辞任する場合と同様に、例 1 や例 2 のように、第三者の同意を経て辞任できる旨規定することが考えられます。
- ・第 2 項では、解任について、任意的記載事項として記載例を示しています。選考委員の役割の重要性も鑑み、受託者が単独で解任するのではなく、選考委員会での議決のうえ（比率については、株式会社における取締役一般社団・財団法人における理事の株主総会等での決議要件も参考に、過半数以上とすることが望ましい。）信託管理人の同意を得るといった、慎重な手続きを取る必要があると考えられます。
- ・第 3 項では、選考委員が任務終了した場合には、公益信託の適正な運営のために、速やかに新たな選考委員を選任する必要があると考えられるところ、その選任方法について、必要的記載事項として示しています。選任に当たっては、例 1 のように信託管理人の同意を得る場合や、例 2 のように選考委員の議決を経たうえで、信託管理人の同意を得る場合等、様々な定め方が考えられます。
- ・第 4 項では、選考委員の任務が終了した場合（解任時や死亡時は除く。）における、後任者就任までの前任者の義務について、任意的記載事項として記載例を示しています。

<根拠条文>

公益信託法規則第 A 条第 10 号

○ 第 23 条(選考委員会の招集)

(選考委員会の招集)

第 23 条 選考委員会は、毎年〇回、選考委員長が招集する。

2 選考委員長は、必要があると認めるときは、臨時に選考委員会を招集することができる。

3 選考委員長は、受託者から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、臨時に選考委員会を招集しなければならない。

4 選考委員会の議長は、<例 1：選考委員会において、選考委員のなかから選任する。
例 2：選考委員長がこれに当たる。>

<解説>

- ・第 22 条から第 24 条については、選考委員会の招集、決議、議事録の作成と保管等選考委員会の実際の運営方法を定めたものになり、任意的記載事項として示しています。これらの事項は、信託契約に規定するほか、公益信託〇〇〇奨学基金選考委員会運営規程といった形で、規程に定めることも考えられます。
- ・選考委員会の招集手続きについては、選考委員会の適正な運営のために定めて置くことが望ましいと考えられることから、任意的記載事項として示しています。
- ・選考委員会については、法令上の機関ではなく、受託者が設ける任意の機関でありますので、公益社団・財団法人における社員総会や評議員会のように毎年開催する義務はありませんが、毎年奨学金を支給することを踏まえると、毎年 1 回以上は開催するものだと考えられますので、第 1 項では毎年〇回、選考委員長が招集すると規定しています。なお、公益社団・財団法人における定款においては、「毎年 1 回〇月に」と開催月まで定めることが一般的でありかつ開催月は、事業年度を変更しない限り変わることがあまり想定されないものの、公益信託の選考委員会については、記載例では、月までは規定していません(勿論、規定しても問題はありませぬ)。
- ・第 2 項及び第 3 項は臨時選考委員会の招集手続きについて、示しています。予期しない事情の変化等により、臨時で選考委員会を開催する必要が生じることも鑑み、規定を設けています。
- ・第 4 項は円滑な議事進行のために議長を選任することが望ましいと考えられることから、選考委員会の議長について、規定しています。

○ 第 24 条(選考委員会の決議等)

(選考委員会の決議等)

第 24 条 選考委員会の決議は、この信託契約に別段の定めがある場合を除くほか、総選考委員の〈例 1 : 3 分の 2 以上 例 2 : 過半数〉が出席し、出席した選考委員の〈例 1 : 3 分の 2 以上 例 2 : 過半数〉をもって決するところとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため選考委員会に出席できない選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の選考委員を代理人として表決を委任することができる。

3 議案に直接の利害関係を有する選考委員は、当該議案に係る議事については、参加してはならないものとする。

<解説>

- ・本条では、選考委員会における決議方法について、任意的記載事項として示しています。
- ・例えば、一般社団法人の社員総会においては、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数（一部重要な決議事項については、3 分の 2 以上）をもって決議を行う旨、法令上規定されています。
- ・これらも参考としながら、選考委員会についても第 1 項のように、定足数及び決議要件を定めることが望ましいと考えられます。
- ・また、やむを得ない理由のため、選考委員に出席できない選考委員の意思反映についても、第 2 項のように定めることが望ましいと考えられます。
- ・なお、公益事務の公益性を確保するためには、個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除が求められるところ、選考委員の議事について規定する際には、その旨を明確にすることが望ましいと考えられます。

<根拠条文>

一般法人法第 49 条

モデル定款第 18 条

○ 第 25 条(議事録)

(議事録)

第 25 条 選考委員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 選考委員会の開催日時及び場所

(2) 選考委員の数

(3) 選考委員会に出席した選考委員の氏名

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、<例 1：議長及び出席した選考委員 例 2：議長及び出席した選考委員の中からその選考委員会において選任された議事録署名人〇名以上>が署名しなければならない。

3 議事録の保管は、選考委員会の開催日から〇年間とする。

<議事録>

- ・本条では、選考委員会の議事録について、任意的記載事項として示しています。
- ・例えば、一般社団法人の社員総会においては、議事録の作成義務があり、10 年間主たる事務所への備置きも法令上必要となり、定款にも議事録の作成や署名について定めていることが一般的です。
- ・これらも参考としながら、上記の記載例では、第 1 項に議事録の作成義務とその内容について、第 2 項に署名について、第 3 項に保管について記載しています。

<根拠条文>

一般法人法第 57 条

モデル定款第 19 条

○ 第 26 条(信託事務年度)

(信託事務年度)

第 26 条 この公益信託の信託事務年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年×月×日に終わる。ただし、公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度については、<例 1:公益信託認可を受けた日 例 2:本契約の契約締結日>から×月×日とする。

<解説>

- ・公益信託の財産目録等は寄附者等ステークホルダーへの開示の対象であり、また、事業計画書や収支予算書は計算期間を単位に策定され、公益信託の運営に当たっての基本的な期間となります。
- ・そこで、信託事務年度を明らかにするため、信託財産の計算期間について、必要的記載事項としています。
- ・なお、信託法上は信託財産の計算期間が1年を超えることも許容されますが、公益信託においては、幅広いステークホルダーが計算書類を使用するものであり、公益法人の事業年度が1年であることも踏まえ、1年を超えない範囲で定めることが求められています。
- ・具体的には毎年〇月〇日から×月×日までと定めることが想定され、公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度については、本契約の効力が発生した日から信託事務年度末までと定めることが考えられます。
- ・本契約の効力発生は、行政庁による公益信託認可と本契約の締結両方が揃った日となりますので、先に契約締結している場合には例1のように公益信託認可を受けた日となりますし、公益信託認可を受けた後で契約締結する場合には、例2のように本契約の契約締結日となることが考えられます。

<根拠条文>

公益信託法規則第A条第16号

○ 第 27 条(公益信託事務の処理の方法)

第 27 条 受託者は、第 6 条第 1 号に規定する公益事務を行うに当たり、選考委員会の意見に基づき、募集方法、給付対象者、給付金額及び給付方法等を決定し、前条の事業計画書及び収支予算書<例 1 : の範囲内で 例 2 : に従い>、受託者が選考委員会に諮問のうえ、信託管理人の同意を得て別に定める公益信託〇〇基金奨学金給付規程に基づき、第 6 条第 1 項に定める公益事務を遂行するものとする。

<解説>

- ・公益信託事務の処理の方法については、公益信託の適正な運営のため重要な事項であり、必要的記載事項としています。
- ・公益事務の種類及び内容（公益信託法第 7 条第 2 項第 4 号）として、受益の機会、受給者の義務・受益の条件、事業の合目的性の確保の取組（専門家の関与・公正な審査など）等について申請書に記載することを求められることが想定されます。
- ・上記では、記載例として、選考委員会の意見に基づき、奨学金の募集方法、給付対象者、給付金額及び給付方法等を決定し、事業計画書及び収支予算書に基づき、公益事務を遂行する旨定めています。公益事務の内容や受託者の体制等により様々な規定が想定されるものになります。・また、受託者等の能力やガバナンスが十分に信頼できるような場合には、一定程度、受託者等の裁量に委ねることも想定されますが、具体的な募集方法、給付対象者等については、受託者等が定める規程に委ねることも想定されます。

<根拠条文>

公益信託法規則第 A 条第 13 号

○ 第 28 条(事業計画書及び収支予算書の作成・提出等)【P 府令イメージに合わせて整理】

第 28 条 受託者は、毎信託事務年度開始前日までに、別に定める公益信託事務処理規程に基づき、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、信託管理人の承認を得て、内閣総理大臣（〇〇県知事）に提出しなければならない。

2 前項に定める事業計画書又は収支予算書を信託事務年度開始以降変更する場合は、信託管理人の承認を得なければならない。

<解説>

- ・公益信託事務の一つとして、法令上必要な書類の作成、提出は受託者の重要な職務の一つとなり、その処理の方法については、必要的記載事項としています。
- ・毎信託事務年度開始前日までに、受託者は、事業計画書及び収支予算書の作成をし、信託管理人の承認を得たうえで、行政庁に提出する必要がありますが、作成のプロセス等は信託行為に詳細を規定するのではなく、受託者が作成した公益信託事務処理規程等に定めるといった方法が考えられます。

<根拠条文>

公益信託法第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項

公益信託法規則第 A 条第 13 号、第 N 条

○ 第 29 条(財産目録等の作成・提出)【P 府令イメージに合わせて整理】

第 29 条 受託者は、毎信託事務年度経過後 3 ヶ月以内に、別に定める公益信託事務処理規程に基づき、次に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、信託管理人の承認を得て、内閣総理大臣（〇〇県知事）に提出しなければならない。

- (1) 事業報告【P】
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 信託財産に係る財産目録
- (5) 受託者等名簿
- (6) 公益信託報酬の支払基準を記載した書類
- (7) (府令等に合わせて規定)

<解説>

・第 28 条のとおり。

<根拠条文>

公益信託法第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項

公益信託法規則第 N+ 1 条

○ 第 30 条(書類の備置き及び閲覧等)【P 府令イメージに合わせて整理】

第 30 条 受託者は、その主たる事務所（住所： ）に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 信託行為（信託契約書）及びこれに附属する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業報告【P】
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書
- (7) 信託財産に係る財産目録
- (8) 受託者等名簿
- (9) 公益信託報酬（受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬をいう。以下同じ。）の支払基準を記載した書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

・・（府令等に合わせて規定）

2 前項第 2 号及び第 3 号の書類は、当該信託事務年度の末日まで、同項第 4 号から第●号までの書類は 5 年間、第 1 号の書類は信託の清算の終了の日までその事務所に備え置き、受託者の業務時間内において、一般の閲覧に供さなければならない。ただし、前項第 8 号の書類については、記載された事項中、個人（受託者であるものを除く。）の住所に係る記載の部分を除く。

<解説>

- ・公益信託に関する財産目録等の書類については、信託行為に定めがなくても、公益信託法の規律が適用され、受託者は備置き及び閲覧に供する義務を負いますが、公益信託事の処理に関するガバナンス確保の観点から、確認的に規定することが望ましいと考えられ、任意的記載事項としています。
- ・具体的には、備置きをする所在地やその書類の詳細、備置きの期間等を定めることが考えられます。

<根拠条文>

公益信託法第 20 条

公益信託法規則第 N 条、第 N+ 1 条

○ 第 31 条(関連諸規程の制定及び改廃)

第 31 条 この公益信託の公益信託事務の処理に係る規程は、これを別に定めることができる。

2 前項に定める規定の制定及び改廃は、受託者が選考委員会に諮問した上（〇〇〇〇規程については除く。）、【信託管理人の同意を得て】行うものとする。

<解説>

- 公益信託事務の処理の方法等については、その全てを信託行為に規定せずに、例えば奨学金の給付規程、公益信託事務処理規程、信託財産の運用規程等一部は規程とすることが考えられます。
- 規程を定める場合には、その旨信託行為に規定し、変更等の手続きについては、信託行為に定めておくことが望ましいと考えられます。
- 規程の内容については、変更する場合も上記で定めた当事者間の合意によってのみ行うことができ、別途行政庁への変更認可の申請等は不要となります。

○ 第 32 条(公益信託報酬)

- 第 32 条 受託者は、毎信託事務年度末又は信託終了又は受託者の任務の終了のときに、
＜例 1：信託財産の残高（收受すべき信託報酬に対応する期間の各月末における信託財産の残高の合計額をその月数で除して得た額をいう。以下同じ。）に対し、年〇〇〇分の〇を乗じた額を 例 2：別に定める公益信託報酬の支払基準に従い 例 3：年〇〇万円を＞信託財産の中から信託報酬として收受する。
- 2 受託者は、毎信託事務年度末又は信託終了又は信託管理人の任務の終了のときに、＜例 1：年〇〇万円を 例 2：別に定める公益信託報酬の支払基準に従い＞信託財産の中から信託管理人に対して報酬として支払うことができる。
- 3 公益信託報酬に対応する期間が 12 か月に満たないときは月割計算とする。
- 4 受託者は、公益信託報酬とともに公益信託報酬に伴う消費税及び地方消費税相当額を收受する。

<解説>

- ・信託法第 54 条第 1 項の規定により、信託行為において受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができ、また、信託管理人においても信託法第 127 条第 3 項の規定により同様となります。
- ・公益信託報酬については、公益信託法第 8 条第 11 号の規定により支払基準を定め、第 20 条及び第 21 条の規定により、備置き、閲覧及び行政庁への提出が求められます。加えて、公益信託報酬については、信託財産から支弁を受けるものであり、受託者の裁量に委ねることは利益相反の問題も生じ得ること、特に信託管理人の報酬について、監督を受ける受託者の裁量に委ねることは適当ではないことから、委託者との合意事項として信託行為に規定すべき事項であると考えられ、必要的記載事項としています。
- ・公益信託報酬については、額や算定方法等定め方は様々であると考えられ、上記はその記載例を示したものになります。
- ・なお、公益信託報酬を支払わない場合には、委託者との関係においては無報酬であることを明らかにしても問題ないですが、法令上は必ずしも規定する必要はありません（公益信託報酬に関して規定がなければ、無報酬という取り扱いになります。）。

<根拠条文>

信託法第 54 条第 1 項、第 127 条第 3 項

公益信託法第 8 条第 11 号

公益信託法規則第 A 条第 14 号、第 G 条

○ 第 33 条(信託の変更等)

第 33 条 受託者は、この公益信託について信託の変更又は信託の併合若しくは分割をする必要が生じた場合には、＜例 1：信託管理人の同意を得、例 2：委託者及び信託管理人の同意を得、＞かつ、内閣総理大臣（〇〇県知事）の認可を受けて、これを行うことができる。

2 前項にかかわらず、公益信託法施行規則第●条に規定する軽微な変更該当する場合においては、＜例 1：信託管理人の同意を得、例 2：委託者及び信託管理人の同意を得、＞かつ、内閣総理大臣（〇〇県知事）への届出を行い、これを行うことができる。

<解説>

- ・公益信託の変更等については、信託行為に規定がなければ、信託法の規律が適用されることになり、例えば信託の変更であれば、信託法第 149 条第 1 項の規定により、委託者、受託者及び信託管理人の合意によって行うことができますので、必要的記載事項とはしていませんが、委託者との間でこれらの変更手続きを明確にすることは有用であることから、任意的記載事項としています。
- ・例えば、第 1 項例 1 又は第 2 項例 1 のように委託者の同意なく変更を行う場合には、信託法第 149 条第 4 項に規定する別段の定めにより、信託行為に規定する必要があります。
- ・また、例えば、公益信託の目的（第 5 条）や公益事務の内容（第 6 条）といった委託者にとって重要と考えられる特定の事項のみ、変更の場合には委託者の同意を必要とし、それ以外については、不要とする等も考えられます。いずれにしても、信託管理人の同意を得ることとすることは望ましいと考えます。
- ・受託者は、信託の変更等を行う場合には、変更認可の申請又は軽微な変更該当する場合には届出が必要になりますが、職務として確認的に規定することも考えられます。

<根拠条文>

信託法第 149 条

公益信託法第 12 条、第 14 条

○ 第 34 条(信託の終了等)

(信託の終了等)

第 34 条 この公益信託は、委託者及び信託管理人の合意により終了することができない。

2 この公益信託は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

(1) 信託目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき

(2) 信託財産が消滅したとき

(3) 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が 1 年継続したとき(当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る申請の処分がされていない場合は、当該認可を拒否する処分があったとき)

(4) 前 3 号に規定する場合のほか、信託法第 163 条第 4 号から第 8 号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき

3 前項のほか、この公益信託は、公益信託法第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定により内閣総理大臣(〇〇県知事)が公益信託認可を取り消した場合に終了する。

4 前 2 項の場合、受託者は、<例 1 : 委託者、信託管理人及び選考委員会 例 2 : 信託管理人及び選考委員会>に報告しなければならない。

5 第 1 項の場合(信託法第 163 条第 5 号による終了を除く。)において、受託者(同条第 7 号による終了の場合は、破産管財人)は、遅滞なく、内閣総理大臣(〇〇県知事)に届けなければならない。

<解説>

- ・公益信託の終了については、信託行為に規定がなければ、公益信託法及び信託法の規律が適用されることとなりますので、必要的記載事項とはしておりませんが、委託者との間で公益信託の終了事由を明確にすることは有用であることから、任意的記載事項として示しています。
- ・公益信託法第 23 条第 2 項は、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできないと規定しており、第 1 項例 1 のように確認的に規定することも考えられますが、委託者及び信託管理人の合意による公益信託の終了を認める場合には、例 2 のように信託行為に定める必要があります。
- ・その他、第 4 項のように公益信託が終了した場合の報告先を、第 5 項のように行政庁への届出を確認的に規定することも考えられます。

<根拠条文>

信託法第 163 条、第 164 条

公益信託法第 23 条

○ 第 35 条(残余財産の帰属)

第 35 条 この公益信託の帰属権利者は、公益信託法第 8 条第 13 号に規定する者【具体的に国、地方公共団体、類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者又は類似の公益目的事業をその目的とする公益法人と定めることも可能】とする。

2 受託者は、前条に規定する公益信託の終了の日から 3 か月を経過したときは、遅滞なく、残余財産の給付の見込みを内閣総理大臣(〇〇県知事)に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。

<解説>

- ・公益信託に抛出された財産は、必ず公益のために使われることを担保するために、公益信託認可の基準として、帰属権利者として類似の目的の公益信託の受託者、類似の公益目的事業をその目的とする公益法人等を帰属権利者とするのが求められており、合わせて信託行為の必要的記載事項とされています。
- ・上記の記載例では、公益信託法第 8 条第 13 号に規定する者としておりますが、信託契約締結の段階で、具体的な帰属権利者が決まっている場合には、その者を規定することも考えられます。
- ・第 2 項は、残余財産の給付の見込みの行政庁への提出について、任意的記載事項として示しています。信託契約に規定しなくても、受託者は公益信託法第 26 条第 1 項の規定により、受託者は届出義務を負いますが、確認的に規定することも考えられます。

<根拠条文>

公益信託法第 4 条第 2 項第 3 号、第 8 条第 13 号、第 26 条第 1 項

○ 第 36 条(最終計算及び信託財産の交付)

- 第 36 条 受託者は、第〇条の規定により信託が終了した場合には、速やかに最終計算書を作成し、信託管理人及び帰属権利者の承認を得なければならない。
- 2 受託者は、信託終了の際に残余財産があるときは、信託管理人の承認を得て、前条第 1 項に規定する帰属権利者に遅滞なく交付しなければならない。
- 3 受託者は、公益信託の清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣（〇〇県知事）に届け出なければならない。

<解説>

- ・公益信託の清算については、信託行為に規定がなければ、公益信託法及び信託法の規律が適用されることとなりますので、必要的記載事項とはしておりませんが、委託者との間で公益信託の清算手続きを明確にすることは有用であることから、任意的記載事項として示しています。
- ・具体的には、最終計算書の作成及び承認、帰属権利者への財産の交付、行政庁への届出等について規定することが考えられます。

<根拠条文>

信託法第 184 条

公益信託法第 26 条第 2 項

○ 第 37 条(守秘義務)

第 37 条 委託者、受託者、信託管理人及び選考委員はこの公益信託の事務に関して知り得た情報については適切に管理するものとし、守秘義務を負うものとする。

<解説>

- 本条は、公益信託の関係者の守秘義務について、任意的記載事項として示しています。
- 公益信託の関係者が知り得た情報について、守秘義務を負うことは当然であることから、本契約にその旨規定することも考えられますし、別途関係者の間で守秘義務契約等を締結することも考えられます。

○ 第 38 条(引用条文等の変更)

(引用条文等の変更)

第 38 条 法令改正により、この信託契約にて引用する法令等の条項番号等に変更が生じた場合には、改正後の条項番号に自動的に読み替えられるものとする。

<解説>

- 本条は、将来の法令改正に伴い、契約書に引用している法令の条項番号等に変更が起こった場合にも、契約変更をすることなく自動的に読み替えることができるよう、任意的記載事項として示しています。

○ 第 39 条(管轄裁判所)

(管轄裁判所)

第 39 条 この公益信託に関し訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

<解説>

- 本条は、紛争解決手段に関して、裁判手続きで解決することを前提に、その際の裁判管轄を定める条項です。
- 本条については、任意的記載事項になりますが、紛争解決手段については、裁判手続きを前提に裁判管轄を定めることが望ましいと考えられます。
- その他任意の紛争解決機関（業界団体等）がある場合には、その旨を規定することも考えられます。

○ 第 40 条(契約書の保有)

第 40 条 本信託契約の内容を明らかにするため、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれその 1 通を保有する。ただし、本信託契約を電子契約により締結する場合には、本信託契約の成立を証するため、本信託契約書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

<解説>

- ・本条は、契約書の作成通数（原本の数）や調印方法について定める条項です。
- ・電子契約により締結する場合をただし書で定めています。

附 則

- 1 この公益信託の当初の信託管理人は、以下の者とする。

氏名

- 2 この公益信託の当初の選考委員は、以下の者とする。

氏名

氏名

氏名

氏名

氏名

【他にも附則に定めるものがあれば、追加可能】